

地域組織のあり方検討の取組み状況について

1 佐治コミセンの指定管理者制度導入（公民館条例の廃止）の状況について

《ヒアリング結果》 ⇒問題なく事業が進んでいる

- ・民間事業者が物品販売で施設を利用した。今後は特産品（梨など）の販売も検討したい
- ・一括交付金によって公民館の生涯学習事業とまちづくり事業を一体化しており、施設が公民館条例から除外（社会教育法の適用外）されても影響はない（まちづくり協議会が地域の生涯学習事業を担う。）
- ・共助交通の拠点、喫茶コーナーを設置、NPOの活動拠点として更なる活用を検討していく

2 一括交付金制度の活用状況について

公民館の生涯学習事業（委託料）とまち協の活動費（補助金）を一本化する取組み

- ・令和3年度取組み地区：7地区（明治・用瀬・佐治・城北・末恒・豊実・福部）
 - ・令和4年度導入予定地区：9地区（上記+湖山西・大茅）
- ※上記地区のほか、関心がある、話を聞きたいという地区がいくつかあった。

3 地区公民館（地域拠点施設）の方向性に関する検討状況について

本市では、「鳥取市自治基本条例」が制定施行された平成20年を「協働のまちづくり元年」とし、地区公民館を地域の生涯学習及び地域コミュニティ活動の拠点に位置付け、協働のまちづくりを推進してきました。

人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化など、地域を取り巻く環境の変化を背景として、国や鳥取市社会教育委員会議からは、地区公民館等の多機能化（地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点）や収益事業の検討といった、『社会の変化に対応した地区公民館のあり方』について検討することが求められています。

（1）検討内容

地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、地区公民館で地域のアイデアを実現できるよう、社会教育法による制限を受けない『多様な目的で幅広く活用できる施設』に移行することを検討します。（指定管理者制度とは異なる）

（2）検討経過

市民自治推進委員会からの意見書を受け、協働のまちづくり推進本部で今後の地区公民館の方向性について報告し、承認されています。

令和3年10～11月に公民館職員との意見交換を実施しました。今後、市民を対象にしたLINEアンケートを実施し、広く意見を募る予定です。

《検討イメージ》

※従来どおり地元利用を優先しつつ、公民館の空き時間・空き部屋を有効活用

- ・企業と連携して、住民の健康増進に関する講座・教室の開催、物品販売
- ・ボランティアの書道や絵画教室に、有料教室を追加開催（継続可能な事業へ）
- ・朝採れ野菜や特産品を販売（中山間地における生活必需品の販売）
- ・防災訓練の後に非常食や防災グッズの販売
- ・民間事業者による学習塾の実施
- ・地域住民による定期的なフリーマーケット など

期待する効果：住民満足度（利便性）の向上、生活安定（住民・農家等）、地域の魅力向上、
他地域からの来訪者・交流の増、新たな利用者の開拓
民間事業者の施設利用料を施設維持費等に充当